

7月から2つの給付金の手続きを開始します

定額減税調整給付金

① 令和6年6月から**定額減税**を順次行います。

定額減税は納税義務者と扶養親族(配偶者を含む)
1人につき

所得税:3万円、住民税:1万円を減税します。

<対象者>

令和6年度住民税所得割が課税されている方
または令和6年分所得税が課税される見込みの方
(合計所得金額1,805万円を超える納税義務者は対象外)

納税義務者の減税額(例)

配偶者と子どもが納税義務者の扶養である世帯



納税義務者 扶養親族(子) 配偶者

所得税 3万円×3人=9万円

住民税 1万円×3人=3万円

【定額減税の実施方法】

	給与所得者	事業所得者	公的年金受給者
所得税	6月の源泉徴収額から順次減税	原則、確定申告時に減税(予定納税を除く)	6月支給の源泉徴収額から順次減税
	給与からの特別徴収	普通徴収	公的年金からの特別徴収
住民税	6月の徴収分は0円。減税した後の税額を7月以降に11等分し徴収	6月納付分から順次減税	10月徴収分から順次減税

② 所得税または住民税が減税しきれない場合、**減税しきれなかった額(1万円単位で切上げ)**を給付します。

【計算例】 減税できる額が、所得税9万円、住民税3万円で、
減税前の税額が、所得税7万円、住民税2万7千円の納税義務者の場合

➡ 所得税は、2万円、住民税は3千円減税しきれないため、
合計した2万3千円を切り上げた3万円を給付。

※公金受取口座を登録されている方は**申請不要**です。
それ以外の方は**申請が必要**です。(申請を受理した日から**4週間程度**で振込)

お知らせ発送時期 **令和6年7月16日(火)**

振込開始時期 **令和6年8月上旬予定**

申請期限:令和6年10月31日(木)必着
※申請期日を過ぎての受付はできません。

詳細はQRコードより
ホームページをご確認
ください。



新たな非課税世帯等への給付金

◆令和6年度に
新たに非課税等になった世帯へ給付を行います。

<給付額>

- 1世帯あたり**10万円**を給付します。
- 対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯へ
児童1人あたり**5万円**を給付します。



<対象世帯>

令和6年度に新しく、世帯全員が

住民税非課税または**住民税均等割のみ課税**となった世帯

以下の場合の対象外

- ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（3万円）の対象世帯
- ・ 豊島区物価高騰対策臨時給付金（7万円）の対象世帯
- ・ 住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯

※公金受取口座を登録されている方は**申請不要**です。

それ以外の方は**申請が必要**です。（申請を受理した日から**4週間程度**で振込）

お知らせ発送時期 **令和6年7月1日(月)**

振込開始時期 **令和6年7月下旬予定**

申請期限: 令和6年10月31日(木)必着
※申請期日を過ぎての受付はできません。

詳細はQRコードより
ホームページをご確認
ください。



定額減税調整給付金と新たな非課税世帯等への給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

定額減税調整給付コールセンター ☎ 03-6743-1532

非課税世帯等への給付コールセンター ☎ 03-6743-2174

受付窓口 : 区役所本庁舎2階(南池袋2-45-1)

受付時間 : 月～金(土日祝日を除く)午前9時～午後5時